

8月3日から8月9日までの大雨に伴う被害に係る相談窓口の設置について

※表面（裏面もあります）

今回の大雨により被害を受けられた多くの方々に、心からお見舞い申し上げます。

町では、8月3日から8月9日までの大雨に伴う被害に遭われた方を対象とした相談窓口を設置しますのでお知らせします。

相談窓口の設置

日時：9月7日（水）～9日（金） 8：30～20：00

場所：役場3階大会議室

○問い合わせ
総務課防災係
0172-88-8295

各課の対応

【農政課】 被害状況の受付について

農産物及び農業用施設等の被害状況の受け付けをし、後日農産物等被災証明書を発行します。

○検討中の被害対策について

町では被災農家の営農継続を支援するため、りんご薬剤費の助成、その他を検討中です。

※ 国・県の支援策が示された場合、りんご畑や樹などのゴミ撤去等を行う場合は、今後補助申請に必要となる場合もありますので、作業開始前、作業中、作業終了後の写真撮影をお願いします。

また、8月4日以降の作業日誌の作成をお願いします。

○問い合わせ
農政課農政係
0172-88-8273

【税務課】 町の税金の減免について

・住民税・国民健康保険税の減免

1. 住宅や家財に被害を受けた場合（損害額3割以上、前年中の合計所得金額1,000万円以下）
2. 農作物に被害を受けた場合（農業収入の損失（共済など補填された分は除く）が平年の3割以上、前年中の合計所得金額が1,000万円以下で農業以外の所得が400万円以下であること）

・固定資産税の減免

1. 土地に被害を受けた場合（作付け不能又は使用不能となった面積が2割以上）
2. 家屋に被害を受けた場合（被害が家屋の価格の2割以上であること）
3. 償却資産に被害を受けた場合（家屋の例による）

○申請に必要なもの

- ・税務署で申告した方は、平成29年から令和3年分の農業所得の収支内訳書または青色申告決算書
- ・その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

○問い合わせ
税務課住民税係 0172-88-8124
税務課固定資産税係 0172-88-8146

【住民課】後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予について

被災された方で、次のいずれかに該当するときは、申請により保険料の減免を受けることができます。（前年の合計所得金額が1,000万円以下の世帯が対象です。また、所得に応じて減免割合が異なります。）

- ・被保険者又はその世帯の世帯主が所有する住宅、家財その他の財産の損失額が3割以上の時
- ・被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、農作物の不作、その他これに類する理由により減収が3割以上の時（前年中の農業以外の所得金額が400万円を超える場合は除く。）

○申請に必要なもの

- ・平成29年から令和3年分の確定申告書及び収支内訳書の写し

※なお、共済などで補填された分は、損害金額から差し引きます。

○問い合わせ

住民課国保年金係

0172-88-8179

【福祉課】介護保険料の徴収猶予又は減免について

被災された農業収入に平年の3割以上の損失（共済などで補填された分は損害金額から差し引く）があった世帯は、藤崎町介護保険条例の規定により前年度の所得に応じて徴収猶予又は減免を受けることができます。ただし前年度の農業以外の所得が400万円を超える場合を除く。

○申請に必要なもの

- ・税務署で申告した方は、平成29年から令和3年分の農業所得の収支内訳書または青色申告決算書

○問い合わせ

福祉課介護保険係

0172-88-8198

【学務課】被災された児童生徒に対する修学支援について

被災された小・中学校の児童生徒がいる家庭に対し、必要な経費の一部を援助する就学援助制度があります。援助を受ける方は、次の事項をご留意のうえ、申請して下さい。

○対象となる方

小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、町民税、固定資産税、国民健康保険税のいずれかの減免を受けた方。

○援助項目

学用品費、通学用品費、給食費等

○問い合わせ

教育委員会学務課

0172-69-5010